

このガイドブックは、本校通学圏である那須烏山市、那珂川町、さくら市、高根沢町、そして、近隣市町の一部の福祉サービス事業所を紹介するガイドブックです。

卒業後の進路先や産業現場等における実習先を検討する際、また、福祉サービス事業所利用を検討する際に参考にしてください。

なお、本ガイドブックに掲載した情報は、令和5年9月1日時点で、各福祉サービス事業所から御回答いただいた情報です。福祉サービス事業所の意向で掲載していない事業所もありますので御了承ください。

本ガイドブックの福祉サービス事業所の紹介ページに記載されている、主な福祉サービス利用までの手続きについて紹介します。

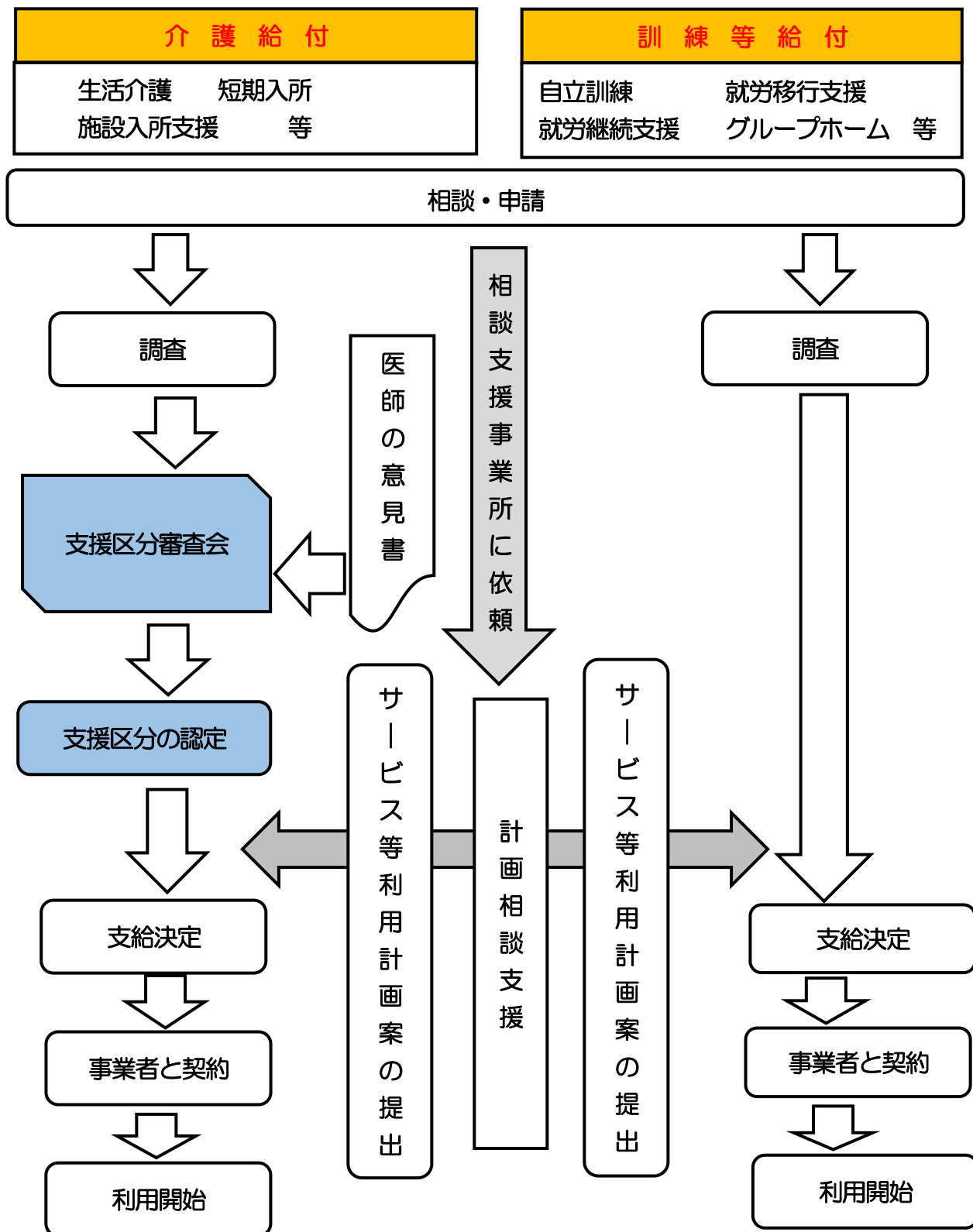
I 障害福祉サービスについて

1 自立を支援する障害福祉サービス



2 障害福祉サービス利用のしかた

障害福祉サービスを利用するには、本人、あるいは保護者や代理人が、本人が住んでいる市町の担当窓口で申請をします。また、指定特定相談支援事業所が作成したサービス等利用計画案が必要になります。詳しくは、市町の担当窓口か相談支援事業所に相談しましょう。



本校通学圏市町の担当窓口

	名 称	住 所	T E L	F A X
1	那須烏山市健康福祉課	〒321-0526 那須烏山市田野倉 85-1	0287-88-7115	0287-88-6069
2	那珂川町健康福祉課	〒324-0692 那珂川町馬頭 555	0287-92-1119	0287-92-1164
3	さくら市福祉課	〒329-1392 さくら市氏家 2771	028-681-1161	028-682-1305
4	高根沢町健康福祉課	〒329-1292 高根沢町石末 2053	028-675-8105	028-675-8988

指定特定相談支援事業所

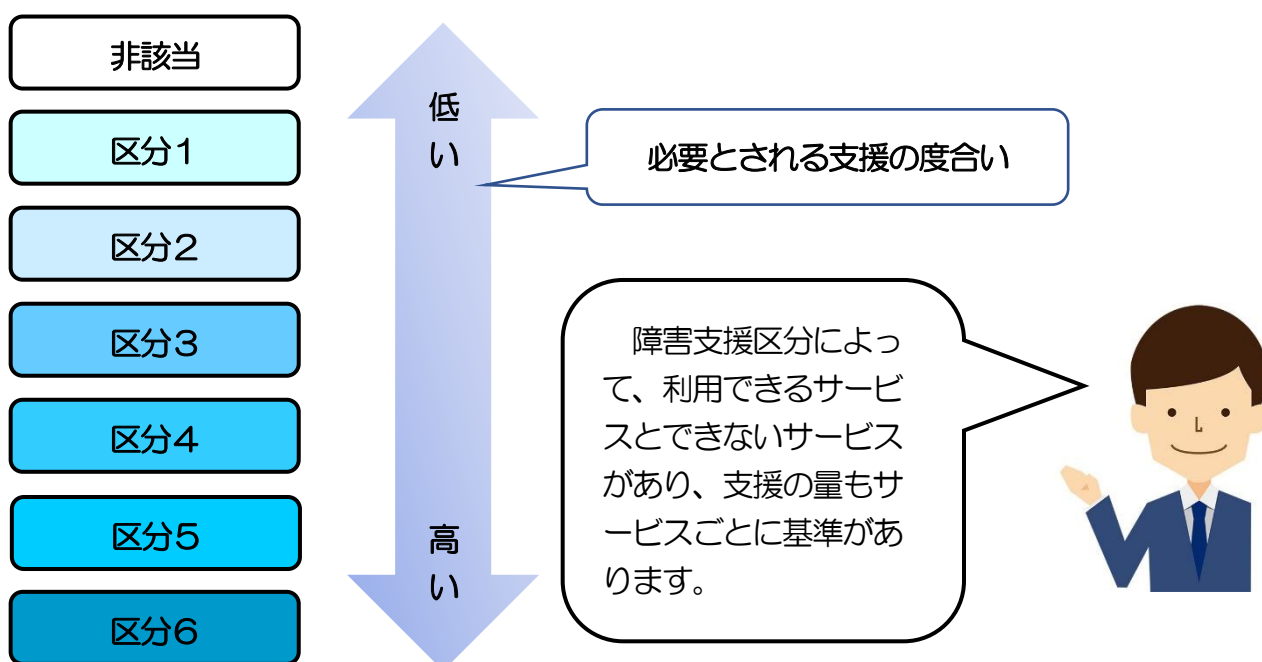
障害福祉サービスの利用を希望する障害者からの依頼を受け「サービス等利用計画」を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援（計画相談支援）を実施するほか、障害児者等からの様々な相談を受け支援を行います。

3 障害支援区分とは？

障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて、必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものです。

障害支援区分は、非該当から区分6までの7段階に分かれ、必要とされる支援の度合いが高いほど、数字が大きくなります。

4 障害支援区分の定義



5 支援区分と利用できるサービス

○部分が利用できる障害支援区分です。

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
居宅介護（ホームヘルプ）	×	○	○	○	○	○	○
同行援護	○	○	○	○	○	○	○
行動援護	×	×	×	○	○	○	○
重度訪問介護	×	×	×	×	○	○	○
重度障害者等包括支援	×	×	×	×	×	×	○
生活介護	×	×	×	○	○	○	○
療養介護	×	×	×	×	×	×	○
施設入所支援	×	×	×	×	○	○	○
短期入所	×	○	○	○	○	○	○

6 主な障害福祉サービスの内容

自立支援給付（介護給付）

○居宅介護（ホームヘルプ）

自宅において、入浴、排せつ、食事等の介護を提供します。



○重度訪問介護

重度の肢体不自由者、知的障害者又は精神障害者で、常に介護を必要とする障害者に対して、自宅で入浴、排せつ、食事等の介護、外出時の移動中の介護を総合的に提供します。

○同行援護

視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者に対して、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護、排せつ及び食事等の介護、その他の外出する際に必要な援助を提供します。

○行動援護

知的障害又は精神障害により、行動上著しい困難があって、常時介護を必要とする障害者に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動中の介護等を提供します。



○療養介護

医療を必要とする障害者で常時介護を必要とする者に対して、主に昼間に病院で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下の介護等を提供します。利用期間の制限はありません。

○生活介護（ショートステイ）

主に昼間に障害者支援施設等において、入浴、排せつ、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービスです。利用者は、常時介護が必要で、障害支援区分3（施設入所は区分4）以上、また50歳以上の障害者の場合は障害支援区分2（施設入所は区分3）以上の方が対象です。利用期間の制限はありません。

○短期入所

居宅で介護等を行う人が疾病等で介護できない場合に、障害者を障害者支援施設等に短期間入所させ、入浴、排せつ、食事等の介護を提供するサービスです。原則、連続30日以内、年間180日以内の利用となります。

自立支援給付（訓練等給付）

○自立訓練（生活訓練）

食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援を行うとともに、日常生活上の相談支援や就労移行事業所等の機関との連絡調整等の支援を行うサービスです。利用者は、入所施設・病院を退所・退院して生活能力の維持・向上などの支援を必要とする方や、継続した通院で症状が安定している方等で地域生活を営む上で生活能力の維持・向上などの支援を必要とする方が対象です。原則として、利用期間は2年間です。移行先は、一般就労、就労移行支援事業、就労継続支援事業、地域活動支援センターなどが考えられます。

○就労移行支援

事業所内や企業において作業や実習を実施し、適性に合った職場探しや就労後の職場安定のための支援を行うサービスです。利用者は、一般就労を希望し、一定期間にわたって知識・能力の向上や企業等へのマッチングを図ることにより企業等への雇用又は在宅就労等が見込まれる人が対象です。原則として利用期間は2年間で、移行先は、一般就労、就労継続支援事業が考えられます。

○就労継続支援A型

事業所内において、基本的に雇用契約に基づいて就労機会を提供するとともに、一般就労に向けた支援を行うサービスです。利用者としては就労移行支援事業を利用したものの企業等の雇用に結びつかなかった方や、特別支援学校を卒業して就職活動を行ったものの事業等の雇用に結びつかなかった方、就労経験はあるが現在のところ雇用関係にない方が対象です。利用期間の制限はなく、移行先は一般就労が考えられます。

○就労継続支援 B 型

事業所内において、就労の機会や生産活動の機会を提供するとともに一般就労に向けた支援を行うサービスです。利用者との雇用契約は結びません。利用者は、就労移行事業所を利用したけれど就労に結びつかなかった方や、以前は一般就労していたけれど年齢や体力などの理由で離職した方、更には施設を退所するが50歳に達しており就労が困難な方が対象です。利用期間の制限はありません。移行先は一般就労、就労継続支援 A 型が考えられます。

○共同生活援助（グループホーム）

日中、一般就労又は就労継続支援等のサービスを利用している障害者で、主に夜間に共同生活を営む住居において相談や日常生活上の援助、入浴、排せつ、食事の介助等を提供するサービスです。利用期間の制限はありません。

地域生活支援事業

○地域活動支援センター

障害者等が制作活動や生産活動の機会提供を受け、社会との交流を進めるために通う場です。



○日中一時支援

日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図るための事業です。